第一生命提出用

表面

第一生命
Daiichi Life Group

住宅取得による払出チェックシート（頭金払出）

このチェックシートは、ご加入の財形住宅貯蓄を非課税でお支払いするための必要書類および要件を確認いただく書類です。内容をご確認いただき、太枠内をチェックし必要事項を記入の上、請求時にご提出ください。

＜必要書類＞

必要書類は提出できますか？①「支払請求書」②「売買契約書(ｺﾋﾟｰ)」または「工事請負契約書(ｺﾋﾟｰ)」	YES	NO

＜確認事項＞

1．取得される住宅は契約者ご本人の名義ですか？ ＊共有名義の場合、払出額は持分割合の費用までとなります。11 欄をご参照ください。	YES	NO	ご本人の持分割合 建物登記上　（　　）%
2．契約者ご本人がお住まいになる予定ですか？ ＊住宅取得後のお手続きの際には「登記事項証明書（建物用）」と「住民票」の所在地が同一でなければなりません。	YES	NO	
3．取得される住宅の総床面積が４０㎡以上ですか？	YES	NO	総床面積　（　　）㎡
4．取得される住宅はすべて居住用ですか？	YES →6 へ	NO →5 へ	
5．居住用以外の部分(店舗・倉庫等）がある住宅を取得される場合、居住用部分の床面積が総床面積の２分の１以上ですか？ ＊居住用部分の取得費用のみが払い出しの対象となります。	YES	NO	
6．「売買契約書(ｺﾋﾟｰ)」・「工事請負契約書(ｺﾋﾟｰ)」から建物価格が明確ですか？	YES →9 へ	NO →7 へ	
7．新築物件ですか？ または 1982 年(昭和 57)年 1 月 1 日以後に建築された物件ですか？ ＊新築物件とは新たに建築された住宅で、未使用かつ２年以内のものをさします。 ＊「土地付住宅の価格割合表」から建物割合算出が必要です。	YES →9 へ	NO →8 へ	新築・中古築　（　　）年 住宅の構造 ・木造他(非耐火) ・鉄筋レンガ他
8．1981 年(昭和 56)年 12 月 31 日以前に建築された物件の場合、「耐震基準適合証明書（コピー可）」は提出できますか？	YES	NO	
9．住宅を取得する（登記）前の支払請求ですか？ ＊住宅の登記(表示登記及び所有権登記)が完了している場合は財形法上、頭金払出のお手続きをとることができません。適格払出(住宅取得・登記後)のお手続きとなります。 ＊１つの住宅購入に対して登記前の払い出しは１回限りとなります。	YES	NO	住宅取得(予定)日 （　　年　　月　　日）
１０．退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により不適格事由に該当した日から１年を経過していませんか？ ＊１年以内に支払が完了し、口座に入金していることが条件となります。	YES	NO	
１１．払出希望金額は、建物価格または工事費用（共有名義の場合は持分割合の費用）の範囲内ですか？（土地代金は非課税払出の対象外です。） また、払出限度は残高の９割以下となります。 注 （払出金額＿＿＿＿＿＿＿＿円） ≦（売買金額または工事費用＿＿＿＿＿＿＿＿円×価格割合＿＿＿＿％ ×持分割合＿＿＿割×居住部分の床面積割合　＿＿＿＿／＿＿＿＿） ＊不動産の売買価格のうち建物部分の価格の算出が必要となりますので、下の【土地付住宅の価格割合表】で価格割合を確認してください。 *住宅取得費用が残高を下回る場合、残金は払い出さず積み立てを継続することになります。	YES	NO	

注【土地付住宅の価格割合表】	耐火構造で建物全体が４階以上	耐火構造で建物全体が３階以下	耐火構造以外の建物簡易耐火構造を含む
新築後未使用	７０％	６０％	５０％
中古住宅で築後 5 年以内	６０％	５０％	４０％
中古住宅で築後 5 年超 10 年以内			３０％
中古住宅で築後 10 年超 15 年以内	５０％	４０％	２０％
中古住宅で築後 15 年超 20 年以内			１０％
中古住宅で築後 20 年超 25 年以内	４０％	３０％	
中古住宅で築後 25 年超			
1981(昭和 56)年 12 月 31 日以前築で「耐震基準適合証明書」提出可	**非耐震構造は対象外** 耐震構造は４０％	**非耐震構造は対象外** 耐震構造は３０％	**非耐震構造は対象外** 耐震構造は１０％

すべて YES（確認事項№4.6.7 が NO の場合は №5.8 が YES になれば可）の場合に非課税での払い出しができます。NO の項目がある場合や、ご不明な点がございましたら、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

裏面もご覧ください。

財形［登］01913-15　2026.4　保存期間消滅後 7 年　本

裏面

今後（建物登記後）のお取り扱いについて

【建物登記後のお取り扱いおよび必要書類】

お取り扱い	必要書類
建物の登記後、残りの金額の全てを払い出し、契約は終了します。 ※「売買金額または工事費用」から算出する払い出し可能額よりも残金が上回る場合、契約継続となります。	①支払請求書 ②建物の登記事項証明書（発行後６か月以内･ｺﾋﾟｰ可） ③住民票（発行後６か月以内･ｺﾋﾟｰ不可） ④耐震基準適合証明書（コピー可）　注１ ⑤変更申込書（住所変更をともなう場合）

注１　中古住宅で 1981 年(昭和 56)年 12 月 31 日以前に建築された物件の場合に提出ください。

*単身赴任で購入された住宅に契約者ご本人が居住されない場合は、別途必要な書類が発生いたします。
詳しくはお問い合わせ先までご連絡ください。

【建物登記後の取扱注意点】

必要書類は、**頭金払出から２年、または住宅を取得された日から１年、または退職（転籍含む）・転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年のいずれか早い日まで**に提出ください。期間内にご提出いただけない場合、契約は解約していただくこととなり、**５年遡及課税**の対象となります。

５年遡及課税とは、住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払い出し（解約）した場合、解約の日より５年間遡って非課税でお受け取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして、課税されることです。

※今回ご契約継続でのお手続きをされた後、課税解約（目的外解約）された場合も、５年遡及課税が適用されます。

＜その他の注意事項＞

① 退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年を経過した日以降に払い出す場合は、課税扱いとなります。
② 積立を中断されている場合には、２年以内に積立を再開する必要があります。

以上の内容を確認いたしました。

年　　月　　日　　契約者名

勤務先　携帯　自宅　（日中連絡先　：　　ー　　ー　　）

＜お問い合わせ先＞
第一生命保険株式会社　団体事務サービス課（財形）
電話番号　0120-998-665
受付時間：月～金曜日 9 時～17 時（祝日・年末年始を除きます）